

(写)
3 西監第 196 号
令和 4 年 3 月 31 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 佐 藤 公 男
(公印省略)

令和 3 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
3 西監第 196 号
令和 4 年 3 月 31 日

西東京市長 池澤隆史 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 佐藤 公男
(公印省略)

令和 3 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

総務部 危機管理課
健康福祉部 地域共生課

第3 監査の範囲

令和3年4月1日から9月30日までの各課における財務に関する事務及びその他の事務の執行（国・都支出金等の歳入及び補助金等の歳出に関しては、令和2年度執行分を含む。）

第4 監査の期間

令和3年10月1日から令和4年3月30日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- | | | |
|--------|---------------------------------|-------------|
| 1 実 査 | 令和3年12月16日、17日、22日
令和4年1月12日 | 実施場所：各課執務室等 |
| 2 説明聴取 | 令和4年1月27日 | 実施場所：監査委員室 |
| 3 講 評 | 令和4年3月11日 | 実施場所：監査委員室 |

第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 総務部 危機管理課

ア 主管課契約に関する事務について、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているものが見受けられた。

また、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 補助金等交付に関する事務について、西東京市補助金等交付規則及び各補助金等の交付要綱では、補助金等の交付事務に関する一連の手続について定めており、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することを定めているが、実績報告の審査及び決定内容等の調査を実質的には行っていないもの、補助金等の交付決定及び額の確定に係る手続に一部誤りがあるものなどが見受けられた。

規則等にのっとり適正な事務を行うべきである。

ウ 物品の管理について、西東京市物品管理規則では、物品を常に良好な状態で使用できるよう整理保管することを定めているが、登録備品を確認したところ、所在不明なもの、物品管理ラベル（以下「ラベル」という。）の貼付がないもの、ラベルの貼付に代わる適当な方法により物品を整理していないものが多く見受けられた。

規則にのっとり適正な管理を行うとともに、消防団所管の物品と混在しないよう整理保管すべきである。

エ 記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者の許可を得、接続が許可された記録媒体については、管理台帳による記録・管理を行うこと、使用後には記録媒体内のデータを消去することを定めているが、ネットワーク統括管理者の許可を得ずに使用していたもの、管理台帳に記録していないもの、記録媒体内のデータを消去していないものが見受けられた。

手順にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。

オ 旅行命令簿について、西東京市職員の旅費に関する条例及び同条例施行規則では、旅行命令権者が、公用車の利用など、旅費の支給を伴わない旅行命令を発したときは、旅行命令簿を整備し必要な事項を記載することを定めているが、旅行命令簿を整備せず、記載していなかった。
条例等にのっとり、適正な管理を行うべきである。

(2) 健康福祉部 地域共生課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものが見受けられた。
契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、使用日時及び使用者名などを記録すること、使用後には記録媒体内のデータを消去することを定めているが、使用記録簿に記録していないもの、記録媒体内のデータを消去していないものが見受けられた。
手順にのっとり適正な管理を行うべきである。

2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」でも述べたとおり、一部に改善を要する事項が見受けられた。主な原因としては、所管事務に内在するリスクの認識不足が考えられる。

市では、契約事務や補助金等交付事務などを適正に執行するための手引き等がすでに整備されているが、それぞれの所管部署がそれらの手引き等の目的、留意点を理解した上で適正に運用しなければ、不適切な事務処理を防ぐことはできない。

今後も、引き続き不適切な事務処理に対するリスクを課内で共有し、各種手引き等に基づき、適正な事務が執行されることを期待するものである。

なお、今回の監査実施中に公文書の偽造・公印の不正使用の事案が発生したことは、監査を実施する執行機関として遺憾に思うところではあるが、市長を中心に組織的な対応が図られ、速やかに改善策が講じられていることを確認できたので付記しておく。

監査対象課の概要

【総務部 危機管理課】

○分掌事務（令和3年4月1日現在）

- 安全対策係
- (1) 危機管理の総合調整に関すること。
 - (2) 防災センターの管理運営に関すること。
 - (3) 防犯に関すること。
 - (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく措置に関すること。
 - (5) 課内の庶務に関すること。

- 災害対策係
- (1) 地域防災計画及び防災対策に関すること。
 - (2) 防災行政無線の管理運営に関すること。
 - (3) 防災市民組織に関すること。
 - (4) 災害応急対策及び災害見舞金の支給に関すること。
 - (5) 消防に関すること。
 - (6) 消防団に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
	1			1				2	2	1	5					12

(2) 令和2年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他		
【一般管理費】									
16	田無第二庁舎等整備事業費	597,000	596,200	800				596,200	
18	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4,020,000	3,588,642	431,358	3,588,000			642	
【危機管理対策費】									
01	危機管理関係事務費	2,580,000	943,379	1,636,621				943,379	
【防犯対策費】									
01	防犯関係事務費	14,193,000	13,074,654	1,118,346		3,340,000	420,000	9,314,654	
【常備消防費】									
01	消防委託事務費	2,095,272,000	2,095,272,000	0		509,115,000		1,586,157,000	
【非常備消防費】									
01	消防委員会費	156,000	144,343	11,657				144,343	
02	消防団活動費	90,383,000	67,031,174	23,351,826		207,000	7,425,000	59,399,174	
【消防施設費】									
01	消防施設維持管理費	44,645,000	16,389,615	28,255,385			224,000	16,165,615	
【災害対策費】									
01	災害対策事業費	25,502,000	20,819,745	4,682,255				20,819,745	
02	防災行政無線維持管理費	186,791,000	185,083,346	1,707,654		4,600,000	20,232,000	160,251,346	
03	災害援護事業費	390,000	56,390	333,610				56,390	
04	災害時緊急物資確保対策事業費	43,510,000	40,655,797	2,854,203				40,655,797	
05	国民保護計画事業費	740,000	507,750	232,250				507,750	
06	災害時要援護者対策事業費	1,232,000	849,283	382,717				849,283	
合 計		2,510,011,000	2,445,012,318	64,998,682	3,588,000	517,262,000	27,657,000	644,000	1,895,861,318

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

	事業費	人件費 ※2	合 計	市民1人当たり決算額 ※3
決 算 額	2,445,012,318	101,564,222	2,546,576,540	12,358
内 特 定 財 源	549,151,000	0	549,151,000	2,665
内 一 般 財 源	1,895,861,318	101,564,222	1,997,425,540	9,693

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口：206,067人)

【健康福祉部 地域共生課】

○分掌事務（令和3年4月1日現在）

- 地域共生係
- (1) 福祉施策に係る基本的な企画及び調査研究に関すること。
 - (2) 福祉施策に係る総合調整に関すること。
 - (3) 保健福祉施設に関する総合的な企画及び調整に関すること。
 - (4) 社会福祉協議会に関すること。
 - (5) 民生委員、児童委員及び社会福祉協力委員に関すること。
 - (6) 保護司会に関すること。
 - (7) 日本赤十字社に関すること。
 - (8) シルバー人材センターに関すること。
 - (9) 権利擁護事業に関すること。
 - (10) 福祉サービスに係る苦情相談窓口に関すること。
 - (11) 社会福祉法人等の認可及び指導検査等に関すること。
 - (12) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。
- 相談窓口係
- (1) 生活困窮者自立支援事業（生活保護受給者に対するひきこもり・ニート対策を含む。）に関すること。
 - (2) 生活つなぎ資金に関すること。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産の実施に関すること。
 - (4) 戦傷病者、戦没者遺族、旧軍人・軍属等に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1			1			1	1	1		5	6					16

※上記のほか、会計年度任用職員として、福祉サービス指導等事務員1人、住居確保給付金就労支援相談員1人、事務補助員1人が配置されている。

(2) 令和2年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【社会福祉総務費】								
02 一般管理事務費	5,190,000	3,930,640	1,259,360	3,334,000				596,640
03 民生・児童委員費	20,475,000	18,515,633	1,959,367		17,740,000			775,633
04 社会福祉協力委員活動費	17,460,000	17,052,600	407,400					17,052,600
05 更生保護活動事業費	4,012,000	3,549,060	462,940					3,549,060
06 保健福祉審議会費	441,000	0	441,000					0
07 地域福祉計画策定普及推進事務費	230,000	26,372	203,628					26,372
08 地域福祉コーディネーター事業費	75,417,000	63,520,137	11,896,863	33,000,000				30,520,137
09 社会福祉法人指導検査等事務費	2,472,000	1,767,588	704,412					1,767,588
10 地域社会福祉協議会事業費	187,056,000	175,771,000	11,285,000		3,400,000			172,371,000
11 シルバー人材センター関係費	47,971,000	46,743,173	1,227,827		12,495,000			34,248,173
12 福祉サービス第三者評価実施事業費	8,369,000	4,602,485	3,766,515		3,844,000			758,485
13 生活つなぎ資金貸付関係費	3,565,000	1,752,906	1,812,094				1,164,000	588,906
14 旧軍人及び遺族援護事務費	56,000	46,315	9,685		40,000			6,315
17 権利擁護センター事業費	27,709,000	23,203,564	4,505,436		11,292,000		1,016,000	10,895,564
18 受験生チャレンジ支援貸付事業費	6,446,000	6,095,703	350,297		6,090,000			5,703
19 生活困窮者自立支援事業費	217,486,000	198,398,940	19,087,060	145,615,000	38,500,000			14,283,940
20 地域福祉基金積立金	138,537,000	138,508,555	28,445				11,436,000	127,072,555
25 超過交付返還金等	12,480,000	12,479,278	722					12,479,278
【児童福祉総務費】								
20 超過交付返還金等	381,000	380,930	70					380,930
【母子福祉費】								
02 助産の実施事業費	5,478,000	3,760,958	1,717,042	1,839,000	1,095,000		81,000	745,958
合計	781,231,000	720,105,837	61,125,163	183,788,000	94,496,000		13,697,000	428,124,837

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		720,105,837	121,447,961	841,553,798	4,084
内訳	特定財源	291,981,000	0	291,981,000	1,417
	一般財源	428,124,837	121,447,961	549,572,798	2,667

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口：206,067人)